

美唄市多目的宿泊施設条例（素案）

（設置）

第 1 条 美唄市におけるスポーツ・文化活動の合宿、移住体験等の受入れを行い、地域間の交流を促進することにより、交流人口の創出を図るため、美唄市多目的宿泊施設（以下「施設」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第 2 条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称		位置
多目的宿泊施設 トマーレびばい	A 棟	美唄市西 4 条南 1 丁目 3 番 1 号
	B 棟	美唄市西 4 条南 1 丁目 3 番 3 号
	C 棟	美唄市西 4 条南 1 丁目 3 番 5 号
	D 棟	美唄市西 4 条南 1 丁目 3 番 7 号

（職員）

第 3 条 施設に必要な職員を置く。ただし、市長が美唄市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年条例第 15 号）第 6 条第 1 項の規定により施設の指定管理者の指定を行ったときは、この限りでない。

（管理の代行等）

第 4 条 施設の管理は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に施設の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- （1） 施設の使用の許可に関する業務
- （2） 施設の維持及び管理に関する業務

（開設期間）

第 5 条 施設の開設期間は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、臨時に施設を休止することができる。

（使用の承認）

第 6 条 施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を得なければならない。この場合において、市長は使用の目的又は管理上支障があると認めたときは、その使用につき条件を付することができる。

（使用の不承認）

第 7 条 市長は、施設を使用しようとする者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、使用を承認しないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのあるとき。
- (2) 施設設備その他の物件を毀損又は滅失するおそれのあるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 7 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員及び美唄市暴力団の排除の推進に関する条例(平成 25 年条例第 4 号)第 2 条第 4 号に規定する暴力団関係事業者であるとき。
- (4) その他施設の運営上適当と認め難いとき。
(使用承認の取消し等)

第 8 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその使用の条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用の承認を取り消すことができる。

- (1) 使用者が使用承認の条件に違反したとき。
- (2) 使用者がこの条例に違反したとき。
- (3) 公益上又は施設の管理運営上やむを得ない事由が生じたとき。

2 市長は、前項によって生じた使用者の損害に関し、賠償の責めを負わない。

(使用料)

第 9 条 施設を使用しようとする者は、別表に定める使用料を納入しなければならない。

(使用料の減免)

第 10 条 市長が特別の事由があると認めたときは、前条の使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第 11 条 既に納めた使用料は、還付しない。ただし、市長が特にやむを得ない事由があると認めたときは、この限りでない。

(利用料金等)

第 12 条 指定管理者に施設の管理を行わせる場合にあっては、施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)は、指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の規定により、利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合は、前 3 条の規定は適用しない。

- 3 利用者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。
- 4 利用料金の額は、使用料の額の範囲内で、指定管理者が市長の承認を受けて定めるものとする。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。
- 5 指定管理者は、市長が別に定める基準に従い、利用料金を減免することができる。ただし、指定管理者が特別の事由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。
- 6 既に納めた利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特にやむを得ない事由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(目的外使用等の禁止)

第 13 条 利用者は、使用の承認を受けた目的以外に施設を使用し、その全部又は一部を転貸し、若しくはその権利を他に譲渡してはならない。

(原状回復の義務)

第 14 条 利用者は、施設の使用を終えたとき、使用を停止されたとき、又は使用の承認を取り消されたときは、直ちに当該施設を原状に回復し、これを返還しなければならない。

- 2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長においてこれを執行し、その費用は、使用者から徴収する。

(損害賠償)

第 15 条 使用者が建物又は設備を毀損し、若しくは滅失したときは、市長が定める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めたときは、この限りでない。

(読替規定)

第 16 条 第 4 条第 1 項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、次の表の左欄に掲げる規定の同表の中欄に掲げる字句は、同表右欄に掲げる字句に読替えるものとする。

規定	読替えられる字句	読替える字句
第 5 条	市長が特に必要と認めたときは、	指定管理者が特に必要と認めたときは、市長の承認を得て
第 6 条(見出しを含む。)	使用の承認	利用の許可
	使用	利用
	市長	指定管理者
	承認	許可

第 7 条(見出しを含む。)	使用の不承認	利用の不許可
	市長	指定管理者
	使用	利用
	承認	許可
第 8 条(見出しを含む。)	使用承認	利用許可
	市長	指定管理者
	使用	利用
	承認	許可
	使用者	利用者
第 13 条(見出しを含む。)	目的外使用等	目的外利用等
	使用者	利用者
	使用	利用
	承認	許可
第 14 条	使用者	利用者
	使用	利用
	使用の承認	利用の許可
	市長	指定管理者
第 15 条	使用者	利用者
	市長	指定管理者

(委任)

第 17 条 この条例に定めるもののほか、施設の使用及び管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

別表(第 9 条関係)

区分 (泊)	1 棟当たり使用料(円)		区分 (泊)	1 棟当たり使用料(円)	
	夏季(5 月から 9 月まで)	冬季(10 月から 翌年 4 月まで)		夏季(5 月から 9 月まで)	冬季(10 月から 翌年 4 月まで)
1	7,000	11,000	16	85,400	134,200
2	14,000	22,000	17	88,900	139,700
3	21,000	33,000	18	92,400	145,200
4	28,000	44,000	19	95,900	150,700
5	35,000	55,000	20	99,400	156,200
6	42,000	66,000	21	102,900	161,700
7	44,100	69,300	22	105,400	165,700
8	49,000	77,000	23	108,000	169,700
9	53,900	84,700	24	110,500	173,700
10	58,800	92,400	25	113,100	177,800
11	63,700	100,100	26	115,700	181,800

12	68,600	107,800	27	118,200	185,800
13	73,500	115,500	28	120,800	189,900
14	78,400	123,200	29	123,400	193,900
15	81,900	128,700	30	126,000	198,000